第1 監査対象及び期間

危機管理局 危機管理課 平成26年12月9日~平成26年12月11日
長寿保険部 長寿課 平成26年12月3日~平成26年12月8日
国保年金課 平成26年11月27日~平成26年12月2日

第2 監査の範囲

平成26年4月1日~平成26年10月31日までに執行した事務事業

第3 監查方法

各課等から提出された資料について、事務が適正かつ効率的に行われているか という点に留意して監査を実施した。

なお、監査にあたっては、必要に応じて関係職員の説明を聴取した。

第4 監査結果

- 1 財務事務
 - (1)予算の執行状況 おおむね適正に執行されていると認められた。
 - (2) 収入事務 おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。
 - (3) 支出事務 おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。
 - (4)契約事務 おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。
 - (5) 財産管理事務 おおむね適正に管理され、特に指摘する事項はないと認められた。

2 その他

おおむね適正に処理され、特に指摘する事項はないと認められた。